

横 手 市

土木工事共通仕様書

令和 7 年 1 月 1 日以降適用

仕 様 書

第 1 編 共通編

赤字：横手市独自項目

青字：今回改訂部分

(R7. 1. 1 改訂)

はじめに

横手市が発注する土木工事の共通仕様書は、秋田県土木工事共通仕様書に準拠するものとする。ただし、「第 1 編 共通編 第 1 章 総則」については、本土木工事共通仕様書によるものとする。

目 次

第1編 共通編

第1章 総 則

第1節 総 則

1-1-1-1	適 用	1
1-1-1-2	用語の定義	2
1-1-1-3	設計図書の照査等	8
1-1-1-4	施工計画書	8
1-1-1-5	コリンズ (CORINS) への登録	9
1-1-1-6	監督職員	10
1-1-1-7	工事用地等の使用	10
1-1-1-8	工事着手	11
1-1-1-9	工事の下請負	11
1-1-1-10	施工体制台帳	11
1-1-1-11	主任技術者	12
1-1-1-12	監理技術者	12
1-1-1-13	受発注者間の情報共有	12
1-1-1-14	受注者相互の協力	12
1-1-1-15	調査・試験に対する協力	13
1-1-1-16	工事の一時中止	13
1-1-1-17	設計図書の変更	14
1-1-1-18	工期変更	14
1-1-1-19	支給材料及び貸与品	15
1-1-1-20	工事現場発生品	15
1-1-1-21	建設副産物	16
1-1-1-22	特定建設資材の分別解体等・再資源化等の適正な措置 ..	19
1-1-1-23	工事完成図	19
1-1-1-24	工事完成検査	19
1-1-1-25	部分使用	20
1-1-1-26	施工管理	20
1-1-1-27	履行報告	24
1-1-1-28	週休二日の対応	24
1-1-1-29	工事関係者に対する措置請求	24
1-1-1-30	不稼働日数	24
1-1-1-31	工事中の安全確保	24
1-1-1-32	爆発及び火災の防止	26
1-1-1-33	後片付け	27
1-1-1-34	事故報告書	27

1-1-1-35	環境対策	27
1-1-1-36	文化財の保護	30
1-1-1-37	交通安全管理	30
1-1-1-38	過積載防止対策	33
1-1-1-39	建設機械	33
1-1-1-40	施設管理	33
1-1-1-41	諸法令の遵守	33
1-1-1-42	官公庁等への手続等	35
1-1-1-43	施工時期及び施工時間の変更	36
1-1-1-44	工事測量	36
1-1-1-45	不可抗力による損害	37
1-1-1-46	特許権等	38
1-1-1-47	保険の付保及び事故の補償	38
1-1-1-48	臨機の措置	39
1-1-1-49	石綿使用の有無	39
1-1-1-50	汚濁防止膜のカーテン引張強度の確認方法	39
1-1-1-51	低入札価格調査制度による調査	40
1-1-1-52	公共工事等における新技術活用の促進	40
1-1-1-53	主任技術者または監理技術者の専任期間	40
1-1-1-54	ワンデーレスポンス	41
1-1-1-55	ウィークリースタンス	41
1-1-1-56	遠隔地からの建設資材調達に係る設計変更	41
1-1-1-57	快適トイレ	42
1-1-1-58	1日未満で完了する作業の積算の適用	42
1-1-1-59	情報共有システム	43
1-1-1-60	遠隔臨場	43

第1編 共通編

第1章 総則

第1節 総則

1-1-1-1 ■適用

1. 適用工事

土木工事共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）は、横手市が発注する土木工事（河川工事、道路工事、公園工事、上下水道工事、土地改良工事、治山工事、林道工事）その他これらに類する工事（以下「工事」という。）に係る工事請負契約書（以下「契約書」という。）及び設計図書の内容について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図るためのものである。

2. 共通仕様書の適用

受注者は、共通仕様書の適用にあたっては、建設業法第18条に定める建設工事の請負契約の原則に基づく施工管理体制を遵守しなければならない。また、受注者は監督、検査（完成検査、**部分**検査）にあたっては、地方自治法（昭和22年法律 第67号）第234条の2に基づくものであることを認識しなければならない。

3. 優先事項

契約図面、特記仕様書、現場説明書、金額を記載しない内訳書及び質問回答書に記載された事項は、この共通仕様書に優先する。

4. 設計図書間の不整合

特記仕様書、契約図面、現場説明書、金額を記載しない内訳書及び質問回答書に相違がある場合、または契約図面からの読み取りと契約図面に書かれた数字が相違する場合、受注者は監督職員に**確認**して**指示**を受けなければならない。

5. S I 単位

設計図書は、**SI** 単位を使用するものとする。**SI** 単位については、**SI** 単位と非 **SI** 単位が併記されている場合は（ ）内を非 **SI** 単位とする。

1-1-1-2 ■用語の定義

1. 監督職員

本仕様書で規定されている監督職員とは、総括監督員、主任監督員、監督員を総称している。

2. 総括監督員

本仕様で規定されている総括監督員とは、監督総括業務を担当し、主に、受注者に対する**指示**、**承諾**または**協議**及び関連工事の調整のうち重要なものの処理、及び設計図書の変更、一時中止または打切りの必要があると認める場合における契約担当者に対する報告等を行う者をいう。また、主任監督員及び監督員の指揮監督並びに監督業務のとりまとめを行う者をいう。

なお、総括監督員を置かない場合は、主任監督員がこれらの事務を行う。

3. 主任監督員

本仕様で規定されている主任監督員とは現場監督総括業務を担当し、主に受注者に対する指示、承諾または協議（重要なもの及び軽易なものを除く）の処理、工事实施のための詳細図等（軽易なものを除く）の作成及び交付または受注者が作成した図面の承諾を行い、また、契約図書に基づく工程の管理、立会、段階確認、工事材料の試験または検査の実施（他のものに実施させ当該実施を確認することを含む）で重要なものの処理、関連工事の調整（重要なものを除く）、設計図書の変更（重要なものを除く）、一時中止または打切りの必要があると認める場合における総括監督員への報告を行う者をいう。また、監督員の指揮監督並びに現場監督総括業務および一般監督業務のとりまとめを行う者をいう。

4. 監督員

本仕様で規定されている監督員とは、一般監督業務を担当し、受注者に対する指示、承諾または協議で軽易なものの処理、工事实施のための詳細図等で軽易なものの作成及び交付または受注者が作成した図面のうち軽易なものの承諾を行い、また、契約図書に基づく工程の管理、立会、工事材料の試験の実施（重要なものは除く）、段階確認を行う者をいう。

なお、設計図書の変更、一時中止または打切りの必要があると認める場合において、主任監督員への報告を行うとともに、一般監督業務のとりまとめを行う者をいう。

5. 契約図書

契約図書とは、契約書及び設計図書をいう。

6. 設計図書

設計図書とは、特記仕様書、共通仕様書、契約図面、現場説明書及び土木工事にあつては、金額を記載しない内訳書並びにこれらに対する質問回答書をいう。

7. 仕様書

仕様書とは、各工事に共通する共通仕様書と各工事ごとに規定される特記仕様書を総称している。

8. 共通仕様書

共通仕様書とは、各建設作業の順序、使用材料の品質、数量、仕上げの程度、施工方法等工事を施工するうえで必要な技術的要求、工事内容を説明したもののうち、あらかじめ定型的内容を盛り込み作成したものをいう。

9. 特記仕様書

特記仕様書とは、共通仕様書を補足し、工事の施工に関する明細または工事に固有の技術的要求を定める図書をいう。

10. 契約図面

契約図面とは、契約時に設計図書の一部として、契約書に添付されている図面をいう。

11. 現場説明書

現場説明書とは、工事の入札に参加するものに対して発注者が当該工事の契約条件等を説明するための書類（「横手市建設工事入札参加にあたっての注意事項」を含む。）をいう。

12. 質問回答書

質問回答書とは、質問受付時に入札参加者が提出した契約条件等に関する質問に対して発注者が回答する書面をいう。

13. 図面

図面とは、入札に際して発注者が示した設計図、発注者から変更または追加された設計図、工事完成図等をいう。

なお、設計図書に基づき監督職員が受注者に**指示**した図面及び受注者が**提出**し、監督職員が**書面**により**承諾**した図面を含むものとする。

14. 指示

指示とは、契約図書の定めに基づき、監督職員が受注者に対し、工事の施工上必要な事項について**書面**により示し、実施させることをいう。

15. 承諾

承諾とは、契約図書で明示した事項について、発注者若しくは監督職員または受注者が**書面**により同意することをいう。

16. 協議

協議とは、**書面**により契約図書の**協議**事項について、発注者または監督職員と受注者が対等の立場で合議し、結論を得ることをいう。

17. 提出

提出とは、監督職員が受注者に対し、または受注者が監督職員に対し工事に係わる**書面**またはその他の資料を説明し、差し出すことをいう。

18. 提示

提示とは、監督職員が受注者に対し、または受注者が監督職員または検査職員に対し工事に係わる**書面**またはその他の資料を示し、説明することをいう。

19. 報告

報告とは、受注者が監督職員に対し、工事の状況または結果について**書面**により知らせることをいう。

20. 通知

通知とは、発注者または監督職員と受注者または現場代理人の間で、工事の施工に関する事項について、**書面**により互いに知らせることをいう。

21. 連絡

連絡とは、監督職員と受注者または現場代理人の間で、契約書第 20 条に該当しない事項または緊急で伝達すべき事項について、口頭、ファクシミリ、電子メールなどにより互いに知らせることをいう。

なお、後日**書面**による連絡内容の伝達は不要とする。

22. 納品

納品とは、受注者が監督職員に工事完成時に成果品を納めることをいう。

23. 電子納品

電子納品とは、電子成果品を納品することをいう。

24. 書面

書面とは、工事打合せ簿等の工事帳票をいい、情報共有システムを用いて作成され、**指示**、**承諾**、**協議**、**提出**、**報告**、**通知**が行われたものを有効とする。ただし、情報共有システムを用いない場合は、発行年月日を記載し、記名（署名または押印を含む）したものも有効とする。

なお、緊急を要する場合は、ファクシミリまたは電子メールにより伝達できるものとするが、後日有効な書面と差し替えるものとする。

25. 情報共有システム

情報共有システムとは、監督職員及び受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより業務効率化を実現するシステムのことをいう。

なお、本システムを用いて作成及び提出等を行った工事帳票については、別途紙に出力して提出しないものとする。

26. 工事写真

工事写真とは、工事着手前及び工事完成、また、施工管理の手段として各工事の施工段階及び工事完成後目視できない箇所の施工状況、出来形寸法、品質管理状況、工事中の災害写真等を写真管理基準に基づき撮影したものをいう。

なお、デジタル工事写真の小黑板情報電子化を行う場合は、「デジタル工事写真の小黑板情報電子化について」（令和3年3月26日付け国技建管第21号）に基づき実施しなければならない。

27. 工事帳票

工事帳票とは、施工計画書、工事打合せ簿、品質管理資料、出来形管理資料等の定型様式の資料、及び工事打合せ簿等に添付して提出される非定型の資料をいう。

28. 工事書類

工事書類とは、工事写真及び工事帳票をいう。

29. 契約関係書類

契約関係書類とは、契約書第11条第5項の定めにより監督職員を経由して受注者から発注者へ、または受注者へ提出される書類をいう。

30. 工事完成図書

工事完成図書とは、工事完成時に納品する成果品をいう。

31. 電子成果品

電子成果品とは、電子的手段によって発注者に納品する成果品となる電子データをいう。

32. 工事関係書類

工事関係書類とは、契約図書、契約関係書類、工事書類、及び工事完成図書をいう。

なお、受注者は、秋田県土木工事共通仕様書参考資料の「提出書類一覧表」に基づき工事関係書類を作成し、提出及び提示しなければならない。

33. 確認

確認とは、契約図書に示された事項について、監督職員、検査職員または受注者が臨場もしくは関係資料により、その内容について契約図書との適合を確かめることをいう。

34. 立会

立会とは、契約図書に示された項目について、監督職員が臨場により、その内容について契約図書との適合を確かめることをいう。

35. 段階確認

段階確認とは、設計図書に示された施工段階において、監督職員が臨場等により、出来形、品質、規格、数値等を確認することをいう。

36. 工事検査

工事検査とは、検査職員が契約書、横手市契約規則、横手市建設工事等検査実施要領（以下「要領」という。）に基づいて行う完成検査、中間検査、部分検査をいう。

(1) 完成検査とは、契約書第 33 条に基づいて行う給付の完了の**確認**を行うことをいう。

(2) 中間検査とは、契約書第 34 条に基づいて行うものをいい、請負代金の支払いを伴わないものをいう。

(3) 部分検査とは、契約書第 40 条、第 42 条に基づいて行う給付の完了の**確認**を行うことをいう。

37. 工事検査区分

工事検査の区分は、要領第 4 条による。

38. 検査職員

検査職員とは、横手市契約規則第 61 条に基づき、工事検査を行うために発注者が定めた者をいう。

39. 同等以上の品質

同等以上の品質とは、特記仕様書で指定する品質または特記仕様書に指定がない場合、監督職員が**承諾**する試験機関の品質確認を得た品質または、監督職員の**承諾**した品質をいう。

なお、試験機関において品質を確かめるために必要となる費用は、受注者の負担とする。

40. 工期

工期とは、契約図書に明示した工事を実施するために要する準備及び後片付け期間を含めた始期日から終期日までの期間をいう。

41. 工事開始日

工事開始日とは、工期の始期日または設計図書において規定する始期日をいう。

42. 工事着手

工事着手とは、工事開始日以降の実際の工事のための準備工事（現場事務所等の設置または測量をいう。）、詳細設計付工事における詳細設計又は工場製作を含む工事における工場製作のいずれかに着手することをいう。

43. 準備期間

準備期間とは、工事開始日から本体工事または仮設工事の着手までの期間をいう。

44. 工事

工事とは、本体工事及び仮設工事、またはそれらの一部をいう。

45. 本体工事

本体工事とは、設計図書に従って、工事目的物を施工するための工事をいう。

46. 仮設工事

仮設工事とは、各種の仮工事であって、工事の施工及び完成に必要とされるものをいう。

47. 工事区域

工事区域とは、工事用地、その他設計図書で定める土地または水面の区域をいう。

48. 現場

現場とは、工事を施工する場所及び工事の施工に必要な場所及び設計図書で明確に指定される場所をいう。

49. SI

SI とは、国際単位系をいう。

50. 現場発生品

現場発生品とは、工事の施工により現場において副次的に生じたもので、その所有権は発注者に帰属する。

51. JIS 規格

JIS 規格とは、日本産業規格をいう。

52. 請求

請求とは、発注者又は受注者が契約内容の履行あるいは変更に関して相手方に書面をもって行為、あるいは同意を求めることをいう。

53. 修補

修補とは、発注者が検査時に受注者の負担に帰すべき理由による不良箇所を発見した場合に受注者が行うべき措置をいう。

1-1-1-3 設計図書の照査等

1. 図面原図の貸与

受注者からの要求があり、監督職員が必要と認めた場合、受注者に図面の原図若しくは電子データを貸与することができる。ただし、共通仕様書等、市販・公開されているものについては、受注者が備えなければならない。

2. 設計図書の照査

受注者は、施工前及び施工途中において、自らの負担により契約書第 20 条第 1 項第 1 号から第 5 号に係る設計図書の照査を行い、該当する事実がある場合は、監督職員にその事実が確認できる資料を提出し、確認を求めなければならない。

なお、確認できる資料とは、現地地形図、設計図との対比図、取合い図、施工図等を含むものとする。また、受注者は、監督職員から更に詳細な説明または資料の追加の要求があった場合は従わなければならない。

ただし、設計図書の照査範囲を超える資料の作成については、契約書第 21 条によるものとし、監督職員からの指示によるものとする。

3. 契約図書等の使用制限

受注者は、契約の目的のために必要とする以外は、契約図書、及びその他の図書を監督職員の承諾なくして第三者に使用させ、または伝達してはならない。

1-1-1-4 施工計画書

1. 一般事項

受注者は、工事着手前又は施工方法が確定した時期に工事目的物を完成するために必要な手順や工法等についての施工計画書を監督職員に提出しなければならない。

受注者は、施工計画書を遵守し工事の施工に当たらなければならない。

この場合、受注者は、施工計画書に以下の事項について記載しなければならない。

受注者は、入札時の参考資料として「環境配慮表」が示された場合は監督職員と協議を行い、実施するとした事項についても施工計画書に記載しなければならない。

また、監督職員がその他の項目について補足を求めた場合には、追記するものとする。ただし、受注者は維持工事等簡易な工事においては監督職員の承諾を得て記載内容の一部を省

略することができる。

- (1) 工事概要
- (2) 計画工程表
- (3) 現場組織表
- (4) 指定機械
- (5) 主要船舶・機械
- (6) 主要資材
- (7) 施工方法（主要機械、仮設備計画、工事用地等を含む）
- (8) 施工管理計画
- (9) 安全管理
- (10) 緊急時の体制及び対応
- (11) 交通管理
- (12) 環境対策
- (13) 現場作業環境の整備
- (14) 再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法
- (15) その他

2. 変更施工計画書

受注者は、施工計画書の内容に重要な変更が生じた場合（工期や数量等の軽微な変更は除く）には、その都度当該工事に着手する前に変更に関する事項について、変更施工計画書を監督職員に提出しなければならない。

3. 詳細施工計画書

受注者は、施工計画書を提出した際、監督職員が指示した事項について、さらに詳細な施工計画書を提出しなければならない。

4. 記載内容の一部省略

第1項による施工計画書の記載内容を一部省略することができるのは、工事請負額 1,000 万円未満の工事とする。ただし、安全管理等、監督職員の指示する項目については省略できない。

1-1-1-5 コリンズ（CORINS）への登録

受注者は、受注時または変更時において工事請負代金額が 500 万円以上の工事について、工事实績情報システム（コリンズ）に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事实績情報として作成した「登録のための確認のお願い」をコリンズから監督職員にメール送信し、監督職員の確認を受けたうえ、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き 10 日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き 10 日以内に、完成時は工事完成後、土曜日、日曜日、祝日等を除き 10 日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録をしなければならない。

登録対象は、工事請負代金額 500 万円以上の全ての工事とし、受注・変更・完成・訂正時にそれぞれ登録するものとする。

また、登録機関発行の「登録内容確認書」は、コリンズ登録時に監督職員にメール送信さ

れる。

なお、変更時と工事完成時の間が 10 日間（土曜日、日曜日、祝日等を除く）に満たない場合は、変更時の登録申請を省略できる。

また、本工事の完成後において訂正または削除する場合においても同様に、コリンズから発注者にメール送信し、速やかに発注者の**確認**を受けた上で、登録機関に登録申請しなければならない。

1-1-1-6 監督職員

1. 監督職員の権限

当該工事における監督職員の権限は、契約書第 11 条第 2 項に規定した事項である。

2. 監督職員の権限の行使

監督職員がその権限を行使する時は、**書面**により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は監督職員が、受注者に対し口頭による**指示**等を行えるものとする。口頭による**指示**等が行われた場合には、後日**書面**により監督職員と受注者の両者が**指示**内容等を**確認**するものとする。

1-1-1-7 工事用地等の使用

1. 維持・管理

受注者は、発注者から使用承認あるいは提供を受けた工事用地等は、善良なる管理者の注意をもって維持・管理するものとする。

2. 用地の確保

受注者は、第 1 項に規定した工事用地等について、工事施工に先立ち、用地境界、使用条件等の**確認**を行わなければならない。

設計図書において受注者が確保するものとされる用地**及び**工事の施工上受注者が必要とする用地については、自ら準備し、確保するものとする。この場合において、工事の施工上受注者が必要とする用地とは、営繕用地（受注者の現場事務所、宿舍、駐車場）及び型枠または鉄筋作業場等専ら受注者が使用する用地並びに発注者の負担により借地する範囲**以外**の構造物掘削等に伴う借地等をいう。

3. 第三者からの調達用地

受注者は、工事の施工上必要な土地等を第三者から借用したときは、その土地等の所有者との間の契約を遵守し、その土地等の使用による苦情または紛争が生じないように努めなければならない。

4. 用地の返還

受注者は、第 1 項に規定した工事用地等の使用終了後は、設計図書の定めまたは監督職員の**指示**に従い復旧の上、速やかに発注者に返還しなければならない。工事の完成前に発注者が返還を要求した場合も速やかに発注者に返還しなければならない。

5. 復旧費用の負担

発注者は、第 1 項に規定した工事用地等について受注者が復旧の義務を履行しないときは受注者の費用負担において自ら復旧することができるものとし、その費用は受注者に支払うべき請負代金額から控除するものとする。この場合において、受注者は、復旧に要した費用

に関して発注者に異議を申し立てることができない。

6. 用地の使用制限

受注者は、提供を受けた用地を工事用仮設物等の用地以外の目的に使用してはならない。

1-1-1-8 工事着手

受注者は、設計図書に定めのある場合を除き、特別の事情がない限り、契約締結後 10 日以内に、工事に着手するとともに着手届を契約担当者に提出しなければならない。

1-1-1-9 工事の下請負

受注者は、下請負に付する場合には、「横手市建設工事下請負の適正化に関する要綱」、「建設工事着手・履行における遵守事項」及び以下の各号に掲げる要件をすべて満たさなければならない。

- (1) 受注者が、工事の施工につき総合的に企画、指導及び調整するものであること。
- (2) 下請負者が、地方自治法施行令第 167 条の 4（同令第 167 条の 11 の規定により準用する場合を含む。）の規定により、横手市の入札に参加させないこととされている者でないこと。
- (3) 下請負者が横手市の建設工事入札参加資格者である場合には、営業停止、指名停止期間中でないこと。
- (4) 下請負者は、当該下請負工事の施工能力を有すること。なお、下請負契約を締結するときは、下請負に使用される技術者、技能労働者等の賃金、労働時間その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境が適正に整備されるよう、市場における労務の取引価格、保険料等を的確に反映した適正な額の請負代金及び適正な工期等を定める下請負契約を締結しなければならない。

1-1-1-10 施工体制台帳

1. 一般事項

受注者は、工事を施工するために下請負契約を締結した場合、国土交通省令及び「施工体制台帳に係る書類の提出について」（令和 3 年 3 月 5 日付け国官技第 319 号、国営建技第 16 号、令和 3 年 3 月 22 日付け国港技第 90 号）に準じ、秋田県土木工事共通仕様書に定められた様式に従って記載した施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、その写しを監督職員に提出しなければならない。

2. 施工体系図

第 1 項の受注者は、国土交通省令及び「施工体制台帳に係る書類の提出について」（令和 3 年 3 月 5 日付け国官技第 319 号、国営建技第 16 号、令和 3 年 3 月 22 日付け国港技第 90 号）に準じ、秋田県土木工事共通仕様書に定められた様式に従って、各下請負者の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に従って、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に揚げるとともにその写しを監督職員に提出しなければならない。

3. 名札等の着用

第 1 項の受注者は、監理技術者、監理技術者補佐、主任技術者（下請負者を含む）及び第 1 項の受注者の専門技術者（専任している場合のみ）に、工事現場内において、工事名、工期、顔写真、所属会社名及び社印の入った名札等を着用させなければならない。名札は下図

を標準とする。(監理技術者補佐は、建設業法第26条第3項ただし書きに規定する者をいう。)

監理（主任）技術者、監理技術者補佐	
写真 2cm×3cm 程度	氏 名 ○○ ○○
	工事名 ○○改良工事
	工 期 自○○年○○月○○日 至○○年○○月○○日
	会 社 ◇◇建設株式会社
	印

[注1] 用紙の大きさは名刺サイズ以上とする。

[注2] 所属会社の社印とする。

図

4. 施工体制台帳

等変更時の処置

第1項の受注者は、施工体制台帳及び施工体系図に変更が生じた場合は、その都度速やかに監督職員に提出しなければならない。

1-1-1-11 主任技術者

1. 受注者は、一般土木工事及び舗装工事にあつては、契約書第12条第1項に規定する主任技術者として建設業法第26条及び同法施行令第27条に定められた者を配置しなければならない。
2. 条件付き一般競争入札方式により入札を行った工事の主任技術者または監理技術者は、特別な理由がある場合を除き、受注者が本工事入札に先立ち提出した配置予定技術者でなければならない。

1-1-1-12 監理技術者

契約書第12条に定める監理技術者は、建設業法第26条第5項に定められた者を選任しなければならない。なお、監理技術者資格者証および監理技術者講習修了証の写しを添付するものとする。

(注) 監理技術者を配置する工事は、下請負契約の請負代金の合計が4,500万円（建築工事業の場合7,000万円）以上の工事である。

1-1-1-13 受発注者間の情報共有

受発注者間の設計思想の伝達及び情報共有を図るため、設計者、受注者、発注者が一堂に会する会議を施工者が設計図書の照査を実施した後及びその他必要に応じて開催するものとする。なお、開催の詳細については、特記仕様書の定めによるものとする。

1-1-1-14 受注者相互の協力

受注者は、契約書第2条の規定に基づき隣接工事または関連工事の請負業者と相互に協力し、施工しなければならない。

また、他事業者が施工する関連工事が同時に施工される場合にも、これら関係者と相互に

協力しなければならない。

1-1-1-15 調査・試験に対する協力

1. 一般事項

受注者は、発注者が自らまたは発注者が指定する第三者が行う調査及び試験に対して、監督職員の指示によりこれに協力しなければならない。この場合、発注者は、具体的な内容等を事前に受注者に通知するものとする。

2. 公共事業労務費調査

受注者は、当該工事が発注者の実施する公共事業労務費調査の対象工事となった場合には、以下の各号に掲げる協力をしなければならない。また、工期経過後においても同様とする。

(1) 調査票等に必要事項を正確に記入し、発注者に提出する等必要な協力をしなければならない。

(2) 調査票等を提出した事業所を発注者が、事後に訪問して行う調査・指導の対象になった場合には、その実施に協力しなければならない。

(3) 正確な調査票等の提出が行えるよう、労働基準法等に従い就業規則を作成すると共に賃金台帳を調製・保存する等、日頃より使用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行なわなければならない。

(4) 対象工事の一部について下請契約を締結する場合には、当該下請負工事の受注者（当該下請工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む。）が前号と同様の義務を負う旨を定めなければならない。

3. 諸経費動向調査

受注者は、当該工事が発注者の実施する諸経費動向調査の対象工事となった場合には、調査等の必要な協力をしなければならない。また、工期経過後においても同様とする。

4. 施工合理化調査・歩掛調査等

受注者は、当該工事が発注者の実施する施工合理化調査・歩掛調査等の対象工事となった場合には、調査等の必要な協力をしなければならない。また、工期経過後においても同様とする。

5. 独自の調査・試験を行う場合の処置

受注者は、工事現場において独自の調査・試験等を行う場合、具体的な内容を事前に監督職員に説明し、承諾を得なければならない。

また、受注者は、調査・試験等の成果を公表する場合、事前に発注者に説明し、承諾を得なければならない。

1-1-1-16 工事の一時中止

1. 一般事項

発注者は、契約書第22条の規定に基づき以下の各号に該当する場合においては、あらかじめ受注者に対して通知した上で、必要とする期間、工事の全部または一部の施工について一時中止をさせることができる。

なお、暴風、豪雨、洪水、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的または人為的な事象による工事の中断については、1-1-1-48 臨機の措置により、受注者は、適切に

対応しなければならない。

- (1) 埋蔵文化財の調査、発掘の遅延及び埋蔵文化財が新たに発見され、工事の続行が不適当または不可能となった場合
- (2) 関連する他の工事の進捗が遅れたため工事の続行を不適当と認めた場合
- (3) 工事着手後、環境問題等の発生により工事の続行が不適当または不可能となった場合

2. 発注者の中止権

発注者は、受注者が契約図書に違反しまたは監督職員の指示に従わない場合等、監督職員が必要と認めた場合には、工事の中止内容を受注者に通知し、工事の全部または一部の施工について一時中止させることができる。

3. 緊急的な応急対策業務による工事の一時中止

発注者は、受注者が災害発生時における緊急的な応急対策業務に関する協定に基づき出動要請を受け、緊急的な応急対策を実施する必要がある場合は、受注者と協議を行い、必要があると認めるときは、工事の中止内容を受注者に通知し、工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができるものとする。

4. 基本計画書の作成

前1項、2項及び3項の場合において、受注者は施工を一時中止する場合は、中止期間中の維持・管理に関する基本計画書を監督職員を通じて発注者に提出し、協議するものとする。また、受注者は工事の再開に備え工事現場を保全しなければならない。

なお、受注者は、中断期間内は、現場内巡視の検討を行い、安全の確保に努めなければならない。

1-1-1-17 設計図書の変更

設計図書の変更とは、入札に際して発注者が示した設計図書を、発注者が指示した内容及び設計変更の対象となることを認めた協議内容に基づき、発注者が修正することをいう。

設計図書の変更内容等については、発注者と受注者が適正な契約関係のもとに設計変更が円滑に行われるよう「工事請負契約における設計変更ガイドライン（案）」に基づき協議するものとする。

1-1-1-18 工期変更

1. 一般事項

契約書第17条第7項、第19条第1項、第20条第5項、第21条、第22条第3項、第23条及び第44条第2項の規定に基づく工期の変更について、契約書第25条の工期変更協議の対象であるか否かを監督職員と受注者との間で確認する（本条において以下「事前協議」という。）ものとし、監督職員はその結果を受注者に通知するものとする。

2. 設計図書の変更等

受注者は、契約書第20条第5項及び第21条に基づき設計図書の変更または訂正が行われた場合、第1項に示す事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする変更日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、契約書第25条第2項に定める協議開始の日までに工期変更に関して監督職員と協議しなければならない。

3. 工事の一時中止

受注者は、契約書第 22 条に基づく工事の全部もしくは一部の施工が一時中止となった場合、第 1 項に示す事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする変更日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、契約書第 25 条第 2 項に定める協議開始の日までに工期変更に関して監督職員と協議しなければならない。

4. 工期の延長

受注者は、契約書第 23 条に基づき工期の延長を求める場合、第 1 項に示す事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする延長日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、契約書第 25 条第 2 項に定める協議開始の日までに工期変更に関して監督職員と協議しなければならない。

5. 工期の短縮

受注者は、契約書第 24 条第 1 項に基づき工期の短縮を求められた場合、可能な短縮日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付し、契約書第 25 条第 2 項に定める協議開始の日までに工期変更に関して監督職員と協議しなければならない。

1-1-1-19 支給材料及び貸与品

1. 一般事項

受注者は、支給材料及び貸与品を契約書第 17 条第 8 項の規定に基づき、善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

2. 受払状況の記録

受注者は、支給材料及び貸与品の受払状況を記録した帳簿を備え付け、常にその残高を明らかにしておかなければならない。

3. 支給品清算書、支給材料精算書

受注者は、工事完成時（完成前に工事工程上、支給材料の精算が可能な場合は、その時点）に、支給品精算書を、監督職員を通じて発注者に提出しなければならない。

4. 引渡場所

契約書第 17 条第 1 項に規定する「引渡場所」は、設計図書または監督職員の指示によるものとする。

5. 返還

受注者は、契約書第 17 条第 9 項「不用となった支給材料または貸与品の返還」の規定に基づき返還する場合、監督職員の指示に従うものとする。

なお、受注者は、返還が完了するまで材料の損失に対する責任を免れることはできないものとする。

6. 修理等

受注者は、支給材料及び貸与品の修理等を行う場合、事前に監督職員の承諾を得なければならない。

7. 流用の禁止

受注者は、支給材料及び貸与品を他の工事に流用してはならない。

8. 所有権

支給材料及び貸与品の所有権は、受注者が管理する場合でも発注者に属するものとする。

1-1-1-20 工事現場発生品

1. 一般事項

受注者は、設計図書に定められた現場発生品について、設計図書または監督職員の指示する場所で監督職員に引き渡すとともに、あわせて現場発生品調書を作成し、監督職員を通じて発注者に提出しなければならない。

2. 設計図書以外の現場発生品の処置

受注者は、第 1 項以外のものが発生した場合、監督職員に連絡し、監督職員が引き渡しを指示したのものについては、監督職員の指示する場所で監督職員に引き渡すとともに、あわせて現場発生品調書を作成し、監督職員を通じて発注者に提出しなければならない。

1-1-1-21 建設副産物

1. 一般事項

受注者は、掘削により発生した石、砂利、砂その他の材料を工事に用いる場合、設計図書によるものとするが、設計図書に明示がない場合には、本体工事または設計図書に指定された仮設工事にあつては、監督職員と協議するものとし、設計図書に明示がない任意の仮設工事にあつては、監督職員の承諾を得なければならない。

2. マニフェスト

受注者は、産業廃棄物が搬出される工事にあつては、産業廃棄物管理票（紙マニフェスト）または電子マニフェストにより、適正に処理されていることを確かめるとともに監督職員に提示しなければならない。

3. 法令遵守

受注者は、建設副産物適正処理推進要綱（国土交通事務次官通達、平成 14 年 5 月 30 日）（農林水産大臣官房地方課長通知、平成 14 年 6 月 18 日）、再生資源の利用の促進について（建設大臣官房技術審議官通達、平成 3 年 10 月 25 日）（航空局飛行場部建設課長通達、平成 4 年 1 月 24 日）（農林水産大臣官房地方課長通知、平成 3 年 12 月 6 日）、建設汚泥の再生利用に関するガイドライン（国土交通事務次官通達、平成 18 年 6 月 12 日）を遵守して、建設副産物の適正な処理及び再生資源の活用を図らなければならない。

4. 再生資源利用計画

受注者は、コンクリート、コンクリート及び鉄からなる建設資材、木材、アスファルト混合物等を工事現場に搬入する場合には、法令等に基づき、再生資源利用計画を作成し、施工計画書にその写しを添付して監督職員に提出しなければならない。

また、受注者は、法令等に基づき、工事現場において再生資源利用計画を公衆の見やすい場所に掲げなければならない。

5. 受領書の交付

受注者は、土砂を再生資源利用計画に記載した搬入元から搬入したときは、法令等に基づき、速やかに受領書（秋田県技術管理課 HP「建設発生土の適正利用について：土砂受領書」）を搬入元に交付しなければならない。

6. 再生資源利用促進計画

受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物等を工事現場から搬出する場合には、法令等に基づき、再生

資源利用促進計画を作成し、施工計画書にその写しを添付して監督職員に提出しなければならない。

また、受注者は、法令等に基づき、工事現場において再生資源利用促進計画を公衆の見やすい場所に掲げなければならない。

7. 再生資源利用促進計画を作成する上での確認事項等

受注者は、再生資源利用促進計画の作成に当たり、建設発生土を工事現場から搬出する場合は、工事現場内の土地の掘削その他の形質の変更に関して発注者等が行った土壌汚染対策法等の手続き状況や、搬出先が盛土規制法の許可地等であるなど適正であることについて、法令等に基づき確認しなければならない。

また、確認結果は再生資源利用促進計画に添付するとともに、工事現場において公衆の見やすい場所に掲げなければならない。確認結果表作成に当たっての解説及び様式については、(秋田県技術管理課 HP「建設発生土の適正利用について」)によるものとする。

8. 建設発生土の運搬を行う者に対する通知

受注者は、建設現場等から土砂搬出を他の者に委託しようとするときは、「6. 再生資源利用促進計画」に記載した事項（搬出先の名称及び所在地、搬出量）と「7. 再生資源利用促進計画を作成する上での確認事項等」で行った確認結果を、委託した搬出者に対して、法令等に基づいて通知しなければならない。(秋田県技術管理課 HP「建設発生土の適正利用について：土砂搬出に関する通知書による」)

9. 建設発生土の搬出先に対する受領書の交付請求等

受注者は、建設発生土を再生資源利用計画に記載した搬出先へ搬出したときは、法令等に基づき、速やかに搬出先の管理者に受領書の交付を求め、受領書に記載された事項が再生資源利用促進計画に記載した内容と一致することを確認するとともに、監督職員から請求があった場合は、受領書の写しを提出しなければならない。(秋田県技術管理課 HP「建設発生土の適正利用について：土砂受領書による」)

10. 産業廃棄物の運搬

受注者は、自ら産業廃棄物を運搬する場合は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、運搬車に対し産業廃棄物収集運搬に係る表示及び書面を備え付けなければならない。

また、受注者は、産業廃棄物の運搬を委託する場合は、廃棄物の処理および清掃に関する法律に基づき、運搬車に対し産業廃棄物収集運搬に係る表示及び書面が備え付けられていることを確認しなければならない。

11. 産業廃棄物収集運搬に係る表示

受注者は、産業廃棄物収集運搬に係る表示及び書面の備え付けの詳細については、秋田県土木工事共通仕様書（参考資料）「産業廃棄物収集運搬に係る表示」によるものとする。

12. 建設副産物情報交換システム (COBRIS)

受注者は、次表に該当する場合には、再生資源利用計画書（様式（31））を COBRIS により作成し、契約締結後 14 日以内に監督職員に提出し、提出時に計画内容を説明しなければならない。なお、再生資源利用計画書は施工計画書に添付するものとする。

また、受注者は、監督職員から COBRIS への工事登録の確認及びチェックリストの内容の確認を受け、その結果について連絡を受けなければならない。

再生資源利用計画	
次の各号の一に該当する建設資材を搬入する建設工事	
1	体積が 500 m ³ 以上である土砂
2	重量が 500t 以上である砕石
3	重量が 200t 以上である加熱アスファルト混合物
4	コンクリート
5	コンクリート及び鉄からなる建設資材
6	木材
7	塩化ビニル管・継手
8	石膏ボード

また、受注者は、次表に該当する場合には、再生資源利用促進計画書（様式(32)）を COBRIS に基づき作成し、契約締結後 14 日以内に監督職員に提出し、提出時に計画内容を説明しなければならない。なお、再生資源利用促進計画書は施工計画書に添付するものとする。

再生資源利用促進計画	
次の各号の一に該当する建設資材を搬出する建設工事	
1	体積が 500 m ³ 以上である建設発生土
2	コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊または建設発生木材であって、これらの重量の合計が 200t 以上であるもの
3	建設汚泥
4	建設混合廃棄物
5	金属くず
6	廃塩化ビニル管・継手
7	廃プラスチック
8	紙くず
9	廃石膏ボード
10	アスベスト

13. 実施書の提出

受注者は、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を作成した場合には、工事完了後速やかに実施状況を記録した「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」を、監督職員に提出しなければならない。

14. 建設副産物実態調査

受注者は、建設副産物実態調査（センサス）についても、対象となる建設副産物の品目について、データを入力し調査票を監督職員へ提出すること。なお、出力した調査票は「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」に代わるものとする。なお、これによりがたい場合には、監督職員と協議しなければならない。

1-1-1-22 特定建設資材の分別解体等・再資源化等の適正な措置

1. 請負額が 500 万円以上の工事については、受注者は「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号）。以下「建設リサイクル法」という。」に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。

なお、工事請負契約書「解体工事に要する費用等」については、契約締結時に発注者と受注者の間で確認される事項であるため、発注者が条件明示した事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。

ただし、工事発注後に明らかになったやむをえない事情により、予定した条件によりがたい場合は、監督職員と協議するものとする。

2. 受注者は、特定建設資材の分別解体等・再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第 18 条に基づき、以下の事項を書面に記載し、監督職員に報告することとする。

なお、書面は「建設リサイクルガイドライン（平成 14 年 5 月）」に定めた様式 1【再生資源利用計画書（実施書）様式（31）】及び様式 2【再生資源利用促進計画書（実施書）様式（32）】を兼ねるものとする。

- ・再資源化等が完了した年月日
- ・再資源化等をした施設の名称および所在地
- ・再資源化等に要した費用

1-1-1-23 工事完成図

受注者は、設計図書に従って工事完成図を作成しなければならない。

ただし、各種ブロック製作については工事完成図の作成は要しない。また、工事目的物によっては、監督職員の承諾を得て工事完成図を省略することができる。

1-1-1-24 工事完成検査

1. 工事完成届の提出

受注者は、契約書第 33 条の規定に基づき、工事完成届を監督職員を通じて発注者に提出しなければならない。

2. 工事完成検査の要件

受注者は、工事完成届を監督職員に提出する際には、次の各号に掲げる要件をすべて満たさなくてはならない。

- (1) 設計図書（追加、変更指示も含む。）に示されるすべての工事が完成していること。
- (2) 契約書第 19 条第 1 項の規定に基づき、監督職員の請求した改造が完了していること。
- (3) 設計図書により義務付けられた工事記録写真、出来形管理資料、工事関係図等の資料の整備がすべて完了していること。
- (4) 契約変更を行う必要が生じた工事においては、最終変更契約を発注者と締結していること。

3. 検査日の通知

発注者は、工事完成検査に先立って、監督職員を通じて受注者に対して検査日を周知するものとする。

4. 検査内容

検査職員は、監督職員及び受注者の臨場の上、工事目的物を対象として契約図書と対比し、

次の各号に掲げる検査を行うものとする。

- (1) 工事の出来形について、形状、寸法、精度、数量、品質及び出来ばえ
- (2) 工事管理状況に関する書類、記録及び写真等

5. 修補の指示

検査職員は、修補の必要があると認めた場合には、受注者に対して、期限を定めて修補の指示を行うことができる。

6. 修補期間

修補の完了が確認された場合は、その指示の日から修補完了の確認の日までの期間は、契約書第 33 条第 2 項に規定する期間に含めないものとする。

7. 適用規定

受注者は、当該工事完成検査については、第 3 編 3-1-1-4 監督職員による確認及び立会等第 3 項の規定を準用する。

1-1-1-25 部分使用

1. 一般事項

発注者は、受注者の同意を得て部分使用できる。

2. 監督職員による検査

受注者は、発注者が契約書第 36 条の規定に基づく当該工事に係わる部分使用を行う場合には、監督職員による品質及び出来形等の検査（確認を含む）を受けるものとする。

なお、中間検査による検査（確認）でも良い。

1-1-1-26 施工管理

1. 一般事項

受注者は、工事の施工にあたって、施工計画書に示される作業手順に従い施工し、品質及び出来形が設計図書に適合するよう、十分な施工管理をしなければならない。

2. 施工管理頻度、密度の変更

監督職員は、以下に掲げる場合、設計図書に示す品質管理の測定頻度及び出来形管理の測定頻度を変更することができる。この場合、受注者は監督職員の指示に従うものとする。これに伴う費用は、受注者の負担とするものとする。

- (1) 工事の初期で作業が定常的になっていない場合
- (2) 管理試験結果が限界値に異常接近した場合
- (3) 試験の結果、品質及び出来形に均一性を欠いた場合
- (4) 前各号に掲げるもののほか、監督職員が必要と判断した場合

3. 標示板の設置

受注者は、施工に先立ち工事現場またはその周辺の一般通行人等が見やすい場所に、工事目的、工期、発注者名、施工者名及び工事内容等を記載した標示板を設置し、工事完成後は速やかに標示板を撤去しなければならない。ただし、標示板の設置が困難な場合は、監督職員の承諾を得て省略することができる。

なお、標示板の記載にあたっては、工事に関する情報をわかりやすく記載するものとし、秋田県土木工事共通仕様書（参考資料）の「工事標示板及び迂回路の施設」によるものとする。

る。

- (1)受注者は、前項に記載されている標示板について、原則として杵材に県産材（間伐材等）を使用した標示板とする。なお、これにより難しい場合は設計図書によらなければならない。
- (2)県産材（間伐材等）とは、秋田県内の森林から生産された「素材」で杭木、丸棒、製材品等に加工されたものをいう。
- (3)工事名標示板における県産材使用の確認方法は次の各号による。
 - 1)受注者は、杵材の注文依頼に際し木材加工業者等に対して、納入時に県産材取扱証明書（添付を求めるものとする。なお、県産材取扱証明書を発行できる者（以下：県産材取扱証明機関）は、秋田県森林組合連合会、県内各森林組合及び伐採業者とする。
 - 2)木材加工業者等は、県産材取扱証明機関から発行される県産材取扱証明書を杵材納入時に工事受注者に提出するものとする。
 - 3)受注者は、施工計画書等に県産材取扱証明書の写しを添付するものとする。
なお、県産材取扱証明書の原本は受注者が保管するものとする。
 - 4)杵材を転用して使用する場合は、県産材取扱証明書の裏面に使用記録を追記し、写しを施工計画書等に添付するものとする。
- (4)県産材（間伐材等）を使用した杵材の仕様については、秋田県土木工事共通仕様書（参考資料）のとおりとし、あらかじめ監督職員の承諾を得なければならない。

4. 整理整頓

受注者は、工事期間中現場内及び周辺の整理整頓に努めなければならない。

5. 周辺の影響防止

受注者は、施工に際し施工現場周辺並びに他の構造物及び施設などへ影響を及ぼさないよう施工しなければならない。また、影響が生じるおそれがある場合、または影響が生じた場合には直ちに監督職員へ連絡し、その対応方法等に関して監督職員と速やかに協議しなければならない。また、損傷が受注者の過失によるものと認められる場合、受注者自らの負担で原形に復元しなければならない。

6. 労働環境等の改善

受注者は、工事の適正な実施に必要な技術的能力の向上、情報通信技術を活用した工事の実施の効率化等による生産性の向上並びに技術者、技能労働者等育成及び確保並びにこれらの者に係る賃金、労働時間、その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境の改善に努めなければならない。また、受注者は、作業員が健全な身体と精神を保持できるよう作業場所、現場事務所及び作業員宿舎等における良好な作業環境の確保に努めなければならない。

7. 発見・拾得物の処置

受注者は、工事中に物件を発見または拾得した場合、直ちに関係機関へ通報するとともに、監督職員へ連絡しその対応について指示を受けるものとする。

8. 記録及び関係書類

受注者は、土木工事の施工管理及び規格値を定めた秋田県土木工事施工管理基準（出来形管理基準及び品質管理基準）により施工管理を行い、また、写真管理基準により土木工事の工事写真による管理を行って、その記録及び関係書類を作成、保管し、工事完成時に監督職員へ提出しなければならない。ただし、それ以外で監督職員からの請求があった場合は提示しなければならない。

なお、土木工事施工管理基準、及び写真管理基準に定められていない工種または項目については、監督職員と協議の上、施工管理、写真管理を行うものとする。

9. 品質管理

土木工事施工管理基準の品質管理の方法は、次の品質管理図適用表による。

品質管理図適用表

工種	品質特性	測定単位
無筋・鉄筋コンクリート	スランプ	cm
	空気量	%
	圧縮強度	N/mm ²
盛土工	土の締固め度又は、飽和度・空気間隙率	g/cm ² ・%
路床工	土の締固め度又は、飽和度・空気間隙率	g/cm ² ・%
下層路盤工	締固め度	g/cm ²
粒度調整路盤	締固め度	g/cm ²
	ふるい分け試験	%
セメント安定処理	締固め度	g/cm ²
	混合物の粒度測定	%
瀝青安定処理 アスファルト 舗装工	アスファルト混合物の加熱温度(自記測定)	℃
	アスファルト混合物の加熱温度(自記記録装置のない場合)	℃
	アスファルト混合物のアスファルト量	℃
	コアーによる密度試験	g/cm ²
コンクリート 舗装工	スランプ	cm
	空気量	%
	曲げ強度	N/mm ²

工種	適用管理図	
無筋・鉄筋コンクリート	工程能力図又は X-Rs-Rm管理図 及び度数表	(37)-3
		(37)-6
		(37)-2
盛土工	工程能力図	(37)-3
路床工	工程能力図	(37)-3
下層路盤工	工程能力図	(37)-3
粒度調整路盤	工程能力図	(37)-3
セメント安定処理	工程能力図	(37)-3
瀝青安定処理とアスファルト舗装工	記録紙	
	工程能力図	(37)-3
	工程能力図又は X-Rs-Rm管理図 及び度数表	(37)-3
		(37)-6
		(37)-2
コンクリート舗装工	工程能力図又は X-Rs-Rm管理図 及び度数表	(37)-3
		(37)-6
		(37)-2

10. コンクリートの耐久性向上

受注者は、下記構造物についてはコンクリートの耐久性向上仕様書（秋田県土木工事共通仕様書（参考資料））により、資料等を提出しなければならない。

1)対象構造物

A (生)コンクリート

無筋・鉄筋	対象構造物		適要
	塩化物総量規制	アルカリ骨材反応	
無筋コンクリート		イ) 橋台、橋脚 ロ) 海岸構造物(堤防、消波ブロック) ハ) 河川構造物(護岸、根固めブロック) ニ) 砂防えん堤・治山ダム(堤体、側壁及び水叩) ホ) 擁壁工	
鉄筋コンクリート	イ) 橋台、橋脚 ロ) 杭類(場所打杭、井筒基礎等)、擁壁工 ハ) 橋梁上部工(床版・桁) ニ) 函渠工、水路(内空断面積1.0㎡以上) ホ) 水門、樋門、樋管、堰	イ) 橋台、橋脚 ロ) 杭類(場所打杭、井筒基礎等)、擁壁工 ハ) 橋梁上部工(床版・桁) ニ) 函渠工、水路 ホ) 水門、樋門、樋管、堰	
—	・コンクリート舗装 ・トンネル覆工 ・吹付コンクリート	・コンクリート舗装 ・トンネル覆工 ・吹付コンクリート	

B コンクリート二次製品

二次製品名		適要
塩化物総量規制	アルカリ骨材反応	
イ) 函渠類(鉄筋コンクリート、PCボックスカルバート) ロ) 杭類(遠心力鉄筋コンクリート杭、A5310、プレストレストコンクリート杭、A5335、A5337) ハ) 桁類(プレストレストコンクリート橋げた、A5313、A5316) ニ) 擁壁類(鉄筋コンクリートL型) ホ) 管渠類(遠心力鉄筋コンクリート管、A5303、コア式プレストレストコンクリート管、A5333)	イ) 函渠類(鉄筋コンクリート、PCボックスカルバート) ロ) 杭類(遠心力鉄筋コンクリート杭、A5310、プレストレストコンクリート杭、A5335、A5337) ハ) 桁類(プレストレストコンクリート橋げた、A5313、A5316) ニ) 擁壁類(鉄筋コンクリートL型) ホ) 管渠類(遠心力鉄筋コンクリート管、A5303、コア式プレストレストコンクリート管、A5333) ヘ) 境界ブロック、積ブロック、歩道板、側溝等	

11. 不具合等発生時の措置

受注者は、工事施工途中に工事目的物や工事材料等の不具合等が発生した場合、または、公益通報者等から当該工事に関する情報が寄せられた場合には、その内容を監督職員に直ちに通知しなければならない。

1-1-1-27 履行報告

受注者は、契約書第 13 条の規定に基づき、工事履行報告書を監督職員に提出しなければならない。

1-1-1-28 週休二日の対応

受注者は、契約図書に基づき、週休二日に取り組むものとする。

1-1-1-29 工事関係者に対する措置請求

1. 現場代理人に対する措置

発注者は、現場代理人が工事目的物の品質・出来形の確保及び工期の遵守に関して、著しく不適当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

2. 技術者に対する措置

発注者または監督職員は、主任技術者（監理技術者）、専門技術者（これらの者と現場代理人を兼務する者を除く。）が工事目的物の品質・出来形の確保及び工期の遵守に関して、著しく不適当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

1-1-1-30 不稼働日数

工期には、全土曜日、日曜日及び祝祭日等（夏季、年末年始の休暇を含む）の休日日数と降雨等による作業不能日数を合計して、不稼働日数として平均 13.8 日／月を見込んでいる。

なお、実際の不稼働日数がこれを超える場合は資料を添付した書面により工期延長を求めることができる。

1-1-1-31 工事中の安全確保

1. 安全指針等の遵守

受注者は、最新の土木工事安全施工技術指針（国土交通大臣官房技術審議官通達）、土木工事等施工技術安全指針（農林水産省農村振興局整備部長通達）、森林土木工事安全施工技術指針（林野庁森林整備部長通知）、建設機械施工安全技術指針（国土交通省大臣官房技術調査課長、国土交通省政策局建設施工企画課長通達、平成 17 年 3 月 31 日）、「建設工事公衆災害防止対策要綱（国土交通省告示第 496 号、令和元年 9 月 2 日）」、JIS A 8972（斜面・法面工事用仮設設備）を参考にして、常に工事の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。ただし、これらの指針は当該工事の契約条項を超えて受注者を拘束するものではない。

2. 建設工事公衆災害防止対策要綱

受注者は、建設工事公衆災害防止対策要綱（国土交通省告示第 496 号、令和元年 9 月 2 日）

を遵守して災害の防止を図らなければならない。

3. 支障行為等の防止

受注者は、工事施工中、監督職員及び管理者の許可なくして、流水及び水陸交通の支障となるような行為、または公衆に支障を及ぼすなどの施工をしてはならない。

4. 使用する建設機械

受注者は、土木工事に使用する建設機械の選定、使用等について、設計図書により建設機械が指定されている場合には、これに適合した建設機械を使用しなければならない。ただし、より条件に合った機械がある場合には、監督職員の承諾を得て、それを使用することができる。

5. 周辺への支障防止

受注者は、工事箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物に対して支障を及ぼさないよう必要な措置を施さなければならない。

6. 架空線等事故防止対策

受注者は、架空線等上空施設の位置及び占有者を把握するため、工事現場、土取り場、建設発生土受入地、資材等置き場等、工事に係わる全ての架空線等上空施設の現地調査（場所、種類、高さ等）を行い、その調査結果について、支障物件の有無に関わらず、監督職員へ報告しなければならない。

7. 防災体制

受注者は、豪雨、出水、土石流、その他天災に対しては、天気予報などに注意を払い、常に災害を最小限に食い止めるため防災体制を確立しておかなくてはならない。

8. 第三者の立入り禁止措置

受注者は、工事現場付近における事故防止のため一般の立入を禁止する場合、その区域に、柵、門扉、立入禁止の標示板等を設けなければならない。

9. 安全巡視

受注者は、工事期間中、安全巡視を行い、工事区域及びその周辺の監視あるいは連絡を行い安全を確保しなければならない。

10. 現場環境改善

受注者は、工事現場の現場環境改善を図るため、現場事務所、作業員宿舎、休憩所または作業環境等の改善を行い、快適な職場を形成するとともに、地域との積極的なコミュニケーション及び現場周辺の美装化に努めるものとする。

11. 定期安全研修・訓練等

受注者は、工事着手後、作業員全員の参加により月当たり、半日以上の時間を割当て、以下の各号から実施する内容を選択し、定期的に安全に関する研修・訓練等を実施しなければならない。なお、作業員全員の参加が困難な場合は、複数回に分けて実施することも出来る。

(1) 安全活動のビデオ等視覚資料による安全教育

(2) 当該工事内容等の周知徹底

(3) 工事安全に関する法令、通達、指針等の周知徹底

(4) 当該工事における災害対策訓練

(5) 当該工事現場で予想される事故対策

(6) その他、安全・訓練等として必要な事項

12. 施工計画書

受注者は、工事の内容に応じた安全教育および安全訓練等の具体的な計画を作成し、施工計画書に記載しなければならない。

13. 安全教育・訓練等の記録

受注者は、安全教育および安全訓練等の実施状況について、ビデオ等または工事報告等に記録した資料を整備及び保管し、監督職員の請求があった場合は直ちに提示するものとする。

14. 関係機関との連絡

受注者は、所轄警察署、道路管理者、鉄道事業者、河川管理者、労働基準監督署等の関係者及び関係機関と緊密な連絡を取り、工事中の安全を確保しなければならない。

なお、上記の関係機関から安全確保に関する指摘、改善命令等が文書により行われた場合は、速やかに監督職員に報告しなければならない。

15. 工事関係者の連絡会議

受注者は、工事現場が隣接または同一場所において別途工事がある場合は、請負業者間の安全施工に関する緊密な情報交換を行うとともに、非常時における臨機の措置を定める等の連絡調整を行うため、関係者による工事関係者連絡会議を組織するものとする。

16. 安全衛生協議会の設置

監督職員が、労働安全衛生法（令和元年6月改正 法律第37号）第30条第1項に規定する措置を講じるものとして、同条第2項の規定に基づき、受注者を指名した場合には、受注者はこれに従うものとする。

17. 安全優先

受注者は、工事中における安全の確保をすべてに優先させ、労働安全衛生法（令和元年6月改正 法律第37号）等関連法令に基づく措置を常に講じておくものとする。特に重機械の運転、電気設備等については、関係法令に基づいて適切な措置を講じておかなければならない。

18. 災害発生時の応急処置

災害発生時においては、第三者及び作業員等の人命の安全確保をすべてに優先させるものとし、応急処置を講じるとともに、直ちに関係機関に通報及び監督職員に連絡しなければならない。

19. 地下埋設物等の調査

受注者は、工事施工箇所に地下埋設物件等が予想される場合には、当該物件の位置、深さ等を調査し監督職員に報告しなければならない。

20. 不明の地下埋設物等の処置

受注者は施工中、管理者不明の地下埋設物等を発見した場合は、監督職員に連絡し、その処置については占有者全体の現地確認を求め、管理者を明確にしなければならない。

21. 地下埋設物件等損害等の措置

受注者は、地下埋設物件等に損害を与えた場合は、直ちに関係機関に通報及び監督職員に連絡し、応急措置をとり補修しなければならない。

1-1-1-32 爆発及び火災の防止

1. 火薬類の使用

受注者は、火薬類の使用については、以下の規定による。

- (1) 受注者は、発破作業に使用する火薬類等の危険物を備蓄し、使用する必要がある場合、火薬類取締法等関係法令を遵守しなければならない。また、関係官公庁の指導に従い、爆発等の防止の措置を講じるものとする。

なお、監督職員の請求があった場合には、直ちに従事する火薬類取締保安責任者の火薬類保安手帳及び従事者手帳を提示しなければならない。

- (2) 現地に火薬庫等を設置する場合は、火薬類の盗難防止のための立入防止柵、警報装置等を設置し保管管理に万全の措置を講ずるとともに、夜間においても、周辺の監視等を行い安全を確保しなければならない。

2. 火気の使用

受注者は、火気の使用については、以下の規定による。

- (1) 受注者は、火気の使用を行う場合は、工事中の火災予防のため、その火気の使用場所及び日時、消火設備等を施工計画書に記載しなければならない。
- (2) 受注者は、喫煙等の場所を指定し、指定場所以外での火気の使用を禁止しなければならない。
- (3) 受注者は、ガソリン、塗料等の可燃物の周辺に火気の使用を禁止する旨の表示を行い、周辺の整理に努めなければならない。
- (4) 受注者は、伐開除根、掘削等により発生した雑木、草等を野焼きしてはならない。

1-1-1-33 後片付け

受注者は、工事の全部または一部の完成に際して、一切の受注者の機器、余剰資材、残骸および各種の仮設物を片付けかつ撤去し、現場及び工事にかかる部分を清掃し、かつ整然とした状態にするものとする。

ただし、設計図書において存置するとしたものを除く。また、工事検査に必要な足場、はしご等は、監督職員の指示に従って存置し、検査終了後撤去するものとする。

1-1-1-34 事故報告書

受注者は、工事の施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督職員に連絡するとともに、指示する期日までに、工事事務報告書を提出しなければならない。

1-1-1-35 環境対策

1. 一般事項

受注者は監督職員と協議を行い、秋田県の定める環境方針を具体的に公共事業に反映させるように努めなければならない。

2. 環境保全

受注者は建設工事に伴う騒音振動対策技術指針（建設大臣官房技術参事官通達、昭和62年3月30日改正）、関連法令、条例並びに仕様書の規定を遵守の上、騒音、振動、大気汚染、水質汚濁等の問題については、施工計画及び工事の実施の各段階において十分に検討し、周辺地域の環境保全に努めなければならない。

3. 苦情対応

受注者は、環境への影響が予知されまたは発生した場合は、直ちに応急措置を講じ監督職員に連絡しなければならない。

また、第三者からの環境問題に関する苦情に対しては、誠意をもってその対応にあたり、その交渉等の内容は、後日紛争とならないよう文書で取り交わす等明確にしておくとともに、状況を随時監督職員に報告しなければならない。

4. 注意義務

受注者は、工事の施工に伴い地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者への損害が生じた場合には、受注者が善良な管理者の注意義務を果たし、その損害が避け得なかったか否かの判断をするための資料を監督職員に提出しなければならない。

5. 水中への落下防止措置

受注者は、水中に工事用資材等が落下しないよう措置を講じるものとする。また、工事の廃材、残材等を水中に投棄してはならない。落下物が生じた場合は、受注者は自らの負担で撤去し、処理しなければならない。

6. 排出ガス対策型建設機械

受注者は、工事の施工にあたり表 1-1-2 に示す建設機械を使用する場合は、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成 29 年 5 月改正 法律第 41 号）」に基づく技術基準に適合する特定特殊自動車、または、「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成 3 年 10 月 8 日付け建設省経機発第 249 号）」、「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程（最終改正平成 24 年 3 月 23 日付 国土交通省告示第 318 号）」もしくは「第 3 次排出ガス対策型建設機械指定要領（最終改訂平成 28 年 8 月 30 日付 国総環第 6 号）」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械（以下「排出ガス対策型建設機械等」をいう。）を使用しなければならない。

排出ガス対策型建設機械等を使用できないことを監督職員が認めた場合は、平成 7 年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、またはこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業もしくは建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用することができるが、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

受注者はトンネル坑内作業において表 1-1-3 に示す建設機械を使用する場合は、2011 年以降の排出ガス基準に適合するものとして、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則」（令和 3 年 2 月改正経済産業省・国土交通省・環境省令第 1 号）第 16 条第 1 項第 2 号もしくは第 20 条第 1 項第 2 号に定める表示が付された特定特殊自動車、または「排出ガス対策型建設機械指定要領」（平成 3 年 10 月 8 日付け建設省経機発第 249 号）もしくは「第 3 次排出ガス対策型建設機械指定要領」（最終改訂平成 28 年 8 月 30 日付 国総環第 6 号）に基づき指定されたトンネル工事用排出ガス対策型建設機械（以下「トンネル工事用排出ガス対策型建設機械等」をいう。）を使用しなければならない。

トンネル工事用排出ガス対策型建設機械等を使用できないことを監督職員が認めた場合は、平成 7 年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、またはこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術審査・証明事業もしくは建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置（黒煙浄化装置付）を装着した建設機械を使用することができるが、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

表1-1-2

機 種	備 考
一般工事用建設機械 ・バックホウ・トラクタショベル（車輪式）・ブルドーザ・発動発電機（可搬式）・空気圧縮機（可搬式）・油圧ユニット（以下に示す基礎工事用機械のうち、ベースマシーンとは別に、独立したディーゼルエンジン駆動の油圧ユニットを搭載しているもの；油圧ハンマ、バイプロハンマ、油圧式鋼管圧入・引抜機、油圧式杭圧入・引抜機、アースオーガ、オールケーシング掘削機、リバーササーキュレーションドリル、アースドリル、地下連続壁施工機、全回転型オールケーシング掘削機）・ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ・ホイールクレーン	ディーゼルエンジン（エンジン出力7.5kw以上260kw以下）を搭載した建設機械に限る。 ただし、道路運送車輛の保安基準に排出ガス基準が定められている自動車で、有効な自動車検査証の交付を受けているものは除く。

表1-1-3

機 種	備 考
トンネル工事用建設機械 ・バックホウ ・トラクタショベル ・大型ブレーカ ・コンクリート吹付機 ・ドリルジャンボ ・ダンプトラック ・トラックミキサ	ディーゼルエンジン（エンジン出力30kw以上260kw以下）を搭載した建設機械に限る。 ただし、道路運送車輛の保安基準に排出ガス基準が定められている大型特殊自動車及び小型特殊自動車以外の自動車の種別で、有効な自動車検査証の交付を受けているものは除く。

7. 特定特殊自動車の燃料

受注者は、軽油を燃料とする特定特殊自動車の使用にあたって、燃料を購入して使用するときは、当該特定特殊自動車の製作等に関する事業者または団体が推奨する軽油（ガソリンスタンド等で販売されている軽油をいう。）を選択しなければならない。また、監督職員から特定特殊自動車に使用した燃料の購入伝票を求められた場合、**提示**しなければならない。

なお、軽油を燃料とする特定特殊自動車の使用にあたっては、下請負者等に関係法令等を遵守させるものとする。

8. 低騒音型・低振動型建設機械

受注者は、建設工事に伴う騒音振動対策技術指針（建設大臣官房技術参事官通達、昭和 62 年 3 月 30 日改正）によって低騒音型・低振動型建設機械を設計図書で使用を義務付けている場合には、低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する**規程**（国土交通省告示、平成 13 年 4 月 9 日改正）に基づき指定された建設機械を使用しなければならない。ただし、施工時期・現場条件等により一部機種種の調達不可能的場合は、認定機種と同程度と認められる機種または対策をもって**協議**することができる。

9. 特定調達品目

受注者は、資材（材料及び機材を含む）、工法、建設機械または目的物の使用にあたっては、環境物品等（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（令和 3 年 5 月改正 法律第 36 号「グリーン購入法」という。）第 2 条に規定する環境物品等をいう。）の使用を積極的に推進するものとする。

(1) グリーン購入法第 6 条の規定に基づく「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」で定める特定調達品目を使用する場合には、原則として、判断の基準を満たすものを使用するものとする。なお、事業ごとの特性、必要とされる強度や耐久性、機能の確保、コスト等の影響により、これにより難しい場合は、監督職員と**協議**する。

また、その調達実績の集計結果を監督職員に**提出**するものとする。なお、集計及び**提出**の方法は、設計図書及び監督職員の**指示**による。

(2) グリーン購入法に基づく環境物品等の調達の推進に関する基本方針における公共工事の配慮事項に留意すること。

1-1-1-36 文化財の保護

1. 一般事項

受注者は、工事の施工に当たって文化財の保護に十分注意し、使用人等に文化財の重要性を十分認識させ、工事中に文化財を発見したときは直ちに工事を中止し、設計図書に関して監督職員に**協議**しなければならない。

2. 文化財等発見時の処置

受注者が、工事の施工に当たり、文化財その他の埋蔵物を発見した場合は、発注者との契約に係る工事に起因するものとみなし、発注者が、当該埋蔵物の発見者としての権利を保有するものである。

1-1-1-37 交通安全管理

1. 一般事項

受注者は、工事用運搬路として、公衆に供する道路を使用する時は、積載物の落下等により、路面を損傷し、あるいは汚損することのないようにするとともに、特に第三者に工事公害による損害を与えないようにしなければならない。

なお、第三者に工事公害による損害を及ぼした場合は、契約書第 30 条によって処置するものとする。

2. 施工計画書

受注者は、指定された工事用道路の使用開始前に当該道路の維持管理、補修及び使用方法等を施工計画書に記載しなければならない。この場合において、受注者は、関係機関に所要の手续をとるものとし、発注者が特に指示する場合を除き、標識の設置その他の必要な措置を行わなければならない。

3. 輸送災害の防止

受注者は、工事用車両による土砂、工事用資材及び機械などの輸送を伴う工事については、関係機関と打合せを行い、交通安全に関する担当者、輸送経路、輸送期間、輸送方法、輸送担当者、交通誘導警備員の配置、標識安全施設等の設置場所、その他安全輸送上の事項について計画をたて、災害の防止を図らなければならない。

4. 交通安全等輸送計画

受注者は、ダンプトラック等の大型輸送機械で大量の土砂、工事用資材等の輸送をとまなう工事は、事前に関係機関と打合せのうえ、交通安全等輸送に関する必要な事項の計画を立て、施工計画書に記載しなければならない。

なお、受注者は、ダンプトラックを使用する場合、「秋田県過積載防止対策要領」に従うものとする。

また、交通安全等輸送に関する必要な事項とは、交通安全に関する担当者、輸送経路、輸送機関、輸送方法、輸送担当者、交通誘導警備員の配置、標識安全施設等の設置場所、その他荷姿図、輸送開始・完了の確認方法等とする。

5. 交通安全法令の遵守

受注者は、供用中の道路に係る工事の施工にあたっては、交通の安全について、監督職員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、道路標識、区画線および道路標示に関する命令（令和 3 年 9 月改正 内閣府・国土交通省令第 4 号）、道路工事現場における標示施設等の設置基準（建設省道路局長通知、昭和 37 年 8 月 30 日）、道路工事現場における標示施設等の設置基準の一部改正について（国土交通省道路局長通知、平成 18 年 3 月 31 日 国道利 37 号・国道国防第 205 号）、道路工事現場における工事情報板及び工事説明看板の設置について（国土交通省道路局路政課長、国道・防災課長通知、平成 18 年 3 月 31 日 国道利 38 号・国道国防第 206 号）及び道路工事保安施設設置基準（案）（建設省道路局国道第一課通知昭和 47 年 2 月）に基づき、安全対策を講じなければならない。

6. 工事用道路使用の責任

発注者が工事用道路に指定するもの以外の工事用道路は、受注者の責任において使用するものとする。

7. 工事用道路供用時の処置

受注者は、特記仕様書に他の受注者と工事用道路を共用する定めがある場合においては、その定めに従うとともに、関連する受注者と緊密に打合せ、相互の責任区分を明らかにして

使用するものとする。

8. 工事用道路の維持管理

受注者は、設計図書において指定された工事用道路を使用する場合は、設計図書の定めに従い、工事用道路の維持管理及び補修を行うものとする。

9. 公衆交通の確保

公衆の交通が自由かつ安全に通行するのに支障となる場所に材料または設備を保管してはならない。受注者は、毎日の作業終了時及び何らかの理由により建設作業を中断する時には、交通管理者協議で許可された常設作業帯内を除き一般の交通に使用される路面からすべての設備その他の障害物を撤去しなくてはならない。

10. 水上輸送

工事の性質上、受注者が、水上輸送によることを必要とする場合には本条の「道路」は、水門、または水路に関するその他の構造物と読み替え「車両」は船舶と読み替えるものとする。

11. 作業区域の標示等

受注者は、工事の施工にあたっては、作業区域の標示及び関係者への周知など、必要な安全対策を講じなければならない。

12. 作業船舶機械故障時の処理

受注者は、作業船舶機械が故障した場合、安全の確保に必要な措置を講じなければならない。

なお、故障により二次災害を招くおそれがある場合は、直ちに応急の措置を講じ、関係機関に通報及び監督職員へ連絡しなければならない。

13. 通行許可等

受注者は、建設機械、資材等の運搬にあたり、車両制限令（令和3年7月改正 政令第198号）第3条における一般的制限値を超える車両を通行させるときは、道路法第47条の2に基づく通行許可、または道路法第47条の10に基づく通行可能経路の回答を得ていることを確認しなければならない。また、道路交通法施行令（令和5年3月改正 政令第54号）第22条における制限を超えて建設機械、資材等を積載して運搬するときは、道路交通法（令和5年5月改正 法律第19号）第57条に基づく許可を得ていることを確認しなければならない。

表 1-1-4 一般的制限値

車両の諸元		一般的制限値
幅		2.5m
長さ		12.0m
高さ		3.8m(但し、指定道路については4.1m)
重量	総重量	20.0t(但し、高速自動車国道・指定道路については、軸距・長さに応じ最大25.0t)
	軸重	10.0t
	隣接軸重の合計	隣り合う車軸に係る軸距1.8m未満の場合は18t (隣り合う車軸に係る軸距が1.3m以上で、かつ、当該隣り合う車軸に係る軸重が9.5t以下の場合は19t)、1.8m 以上の場合は20t
	輪荷重	5.0t
	最小回転半径	12.0m

ここでいう車両とは、人が乗車し、または貨物が積載されている場合にはその状態におけ

るものをいい、他の車両をけん引している場合にはこのけん引されている車両を含む。

14. 作業終了後の措置

受注者は、現道工事の作業終了後は、機械及び材料等を速やかに車道外に搬出し、必要に応じ一般交通に支障ないよう保安施設等必要な処置を講じなければならない。

15. 供用中の道路での工事

受注者は、供用中の道路に係わる工事の施工にあたっては、道路工事保安施設設置基準（**秋田県土木工事共通仕様書（参考資料）**）を遵守するものとする。

16. 交通安全等輸送に関する事項

受注者は、現道工事の作業終了後は、機械及び材料等を速やかに車道外に搬出し、必要に応じ一般交通に支障ないよう保安施設等必要な処置を講じなければならない。

1-1-1-38 過積載防止対策

工事にあたり、土砂等を運搬する大型自動車（以下「ダンプカー等」という。）に関する過積載防止対策については、「**秋田県過積載防止対策要領**」によらなければならない。

1-1-1-39 建設機械

工事の施工にあたり使用する建設機械の操作方式は、建設機械に関する技術指針（平成 3 年 10 月 8 日付け建設省経機発第 247 号、最終改正平成 10 年 3 月 31 日付け建設省経機発第 37 号）による。

1-1-1-40 施設管理

受注者は、工事現場における公物（各種公益企業施設を含む。）または部分使用施設（契約書第 36 条の適用部分）について、施工管理上、契約図書における規定の履行を以っても不都合が生ずるおそれがある場合には、その処置について監督職員と協議できる。

なお、当該協議事項は、契約書第 11 条の規定に基づき処理されるものとする。

1-1-1-41 諸法令の遵守

1. 諸法令の遵守

受注者は、当該工事に関する諸法令を遵守し、工事の円滑な進捗を図るとともに、諸法令の適用運用は受注者の責任において行わなければならない。

なお、主な法令は以下に示す通りである。

- (1) 地方自治法（令和 6 年 6 月改正 法律第 65 号）
- (2) 建設業法（令和 3 年 5 月改正 法律第 48 号）
- (3) 下請代金支払遅延等防止法（平成 21 年 6 月改正 法律第 51 号）
- (4) 労働基準法（令和 2 年 3 月改正 法律第 14 号）
- (5) 労働安全衛生法（令和元年 6 月改正 法律第 37 号）
- (6) 作業環境測定法（令和元年 6 月改正 法律第 37 号）
- (7) じん肺法（平成 30 年 7 月改正 法律第 71 号）
- (8) 雇用保険法（令和 4 年 3 月改正 法律第 12 号）
- (9) 労働者災害補償保険法（令和 2 年 6 月改正 法律第 40 号）
- (10) 健康保険法（令和 5 年 5 月改正 法律第 31 号）

- (11) 中小企業退職金共済法（令和 2 年 6 月改正 法律第 40 号）
- (12) 建設労働者の雇用の改善等に関する法律（令和 4 年 3 月改正 法律第 12 号）
- (13) 出入国管理及び難民認定法（令和 4 年 12 月改正 法律第 97 号）
- (14) 道路法（令和 3 年 3 月改正 法律第 9 号）
- (15) 道路交通法（令和 5 年 5 月改正 法律第 19 号）
- (16) 道路運送法（令和 5 年 4 月改正 法律第 18 号）
- (17) 道路運送車両法（令和 4 年 3 月改正 法律第 4 号）
- (18) 砂防法（平成 25 年 11 月改正 法律第 76 号）
- (19) 地すべり等防止法（平成 29 年 6 月改正 法律第 45 号）
- (20) 河川法（令和 3 年 5 月改正 法律第 31 号）
- (21) 下水道法（令和 4 年 5 月改正 法律第 44 号）
- (22) 航空法（令和 4 年 6 月改正 法律第 62 号）
- (23) 公有水面埋立法（平成 26 年 6 月改正 法律第 51 号）
- (24) 軌道法（令和 2 年 6 月改正 法律第 41 号）
- (25) 森林法（令和 2 年 6 月改正 法律第 41 号）
- (26) 環境基本法（令和 3 年 5 月改正 法律第 36 号）
- (27) 火薬類取締法（令和元年 6 月改正 法律第 37 号）
- (28) 大気汚染防止法（令和 2 年 6 月改正 法律第 39 号）
- (29) 騒音規制法（平成 26 年 6 月改正 法律第 72 号）
- (30) 水質汚濁防止法（平成 29 年 6 月改正 法律第 45 号）
- (31) 湖沼水質保全特別措置法（平成 26 年 6 月改正 法律第 72 号）
- (32) 振動規制法（平成 26 年 6 月改正 法律第 72 号）
- (33) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（令和元年 6 月改正 法律第 37 号）
- (34) 文化財保護法（令和 3 年 4 月改正 法律第 22 号）
- (35) 砂利採取法（平成 27 年 6 月改正 法律第 50 号）
- (36) 電気事業法（令和 5 年 6 月改正 法律第 44 号）
- (37) 消防法（令和 5 年 6 月改正 法律第 58 号）
- (38) 測量法（令和元年 6 月改正 法律第 37 号）
- (39) 建築基準法（令和 5 年 6 月改正 法律第 58 号）
- (40) 都市計画法（令和 2 年 6 月改正 法律第 41 号）
- (41) 都市公園法（平成 29 年 5 月改正 法律第 26 号）
- (42) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（令和 3 年 5 月改正 法律第 37 号）
- (43) 土壤汚染対策法（平成 29 年 6 月改正 法律第 45 号）
- (44) 駐車場法（平成 29 年 5 月改正 法律第 26 号）
- (45) 自然環境保全法（平成 31 年 4 月改正 法律第 20 号）
- (46) 自然公園法（令和 3 年 5 月改正 法律第 29 号）
- (47) 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律
（令和 3 年 5 月改正 法律第 37 号）
- (48) 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律
（令和 3 年 5 月改正 法律第 36 号）

- (49)河川法施行法（平成 11 年 12 月改正 法律第 160 号）
- (50)技術士法（令和元年 6 月改正 法律第 37 号）
- (51)計量法（平成 26 年 6 月改正 法律第 69 号）
- (52)厚生年金保険法（令和 5 年 3 月改正 法律第 3 号）
- (53)資源の有効な利用の促進に関する法律（令和 4 年 5 月改正 法律第 46 号）
- (54)最低賃金法（平成 24 年 4 月改正 法律第 27 号）
- (55)職業安定法（令和 4 年 3 月改正 法律第 12 号）
- (56)所得税法（令和 5 年 6 月改正 法律第 44 号）
- (57)著作権法（令和 3 年 6 月改正 法律第 52 号）
- (58)電波法（令和 4 年 12 月改正 法律第 93 号）
- (59)土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法
（令和 4 年 4 月改正 法律第 32 号）
- (60)労働保険の保険料の徴収等に関する法律（令和 4 年 3 月改正 法律第 12 号）
- (61)農薬取締法（令和 5 元年 5 月改正 法律第 36 号）
- (62)毒物及び劇物取締法（令和 5 年 5 月改正 法律第 66 号）
- (63)地方税法（令和 6 年 7 月改正 法律第 4 号）
- (64)特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成 29 年 5 月改正 法律第 41 号）
- (65)公共工事の品質確保の促進に関する法律（令和元年 6 月改正 法律第 35 号）
- (66)警備業法（令和元年 6 月改正 法律第 37 号）
- (67)個人情報保護に関する法律（令和 5 年 11 月改正 法律第 79 号）
- (68)高齢者、障害者等の移動等の円滑化促進に関する法律（令和 5 年 6 月改正 法律第 58 号）
- (69)秋田県立自然公園条例（令和 5 年改正 条例第 15 号）
- (70)秋田県公害防止条例（令和 3 年改正 条例第 69 号）
- (71)秋田県自然環境保全条例（令和 5 年改正 条例第 16 号）
- (72)秋田県の景観を守る条例（平成 18 年改正 条例第 26 号）
- (73)秋田県環境基本条例（平成 19 年改正 条例第 18 号）
- (74)秋田県環境影響評価条例（平成 27 年改正 条例第 23 号）
- (75)秋田県ふるさと森と川と海の保全及び創造に関する条例（平成 15 年 条例第 24 号）
- (76)秋田県リサイクル製品の認定及び利用の推進に関する条例
（平成 31 年改正 条例第 21 号）
- (77)秋田県バリアフリー社会の形成に関する条例（平成 14 年 条例第 13 号）
- (78)秋田県個人情報保護条例（令和 4 年改正 条例第 4 号）
- (79)横手市都市公園条例（令和 5 年 条例第 33 号）
- (80)横手市景観条例（平成 24 年 条例第 29 号）
- (81)横手市風致地区内における建築等の規制に関する条例（平成 29 年 条例第 14 号）

2. 法令違反の処置

受注者は、諸法令を遵守し、これに違反した場合発生するであろう責務が、発注者に及ばないようにしなければならない。

3. 不適当な契約図書の処置

受注者は、当該工事の計画、契約図面、仕様書及び契約そのものが第1項の諸法令に照らし不相当であったり矛盾していることが判明した場合には速やかに監督職員と協議しなければならない。

1-1-1-42 官公庁等への手続等

1. 一般事項

受注者は、工事期間中、関係官公庁及びその他の関係機関との連絡を保たなければならない。

2. 関係機関への届出

受注者は、工事施工にあたり受注者の行うべき関係官公庁及びその他の関係機関への届出等を、法令、条例または設計図書の定めにより実施しなければならない。

3. 諸手続の提示、提出

受注者は、諸手続きにおいて許可、承諾等を得たときは、その書面を監督職員に提示しなければならない。

なお、監督職員から請求があった場合は、写しを提出しなければならない。

4. 許可承諾条件の遵守

受注者は、手続きに許可承諾条件がある場合、これを遵守しなければならない。

なお、受注者は、許可承諾内容が設計図書に定める事項と異なる場合、監督職員と協議しなければならない。

5. コミュニケーション

受注者は、工事の施工にあたり、地域住民との間に紛争が生じないように努めなければならない。

6. 苦情対応

受注者は、地元関係者等から工事の施工に関して苦情があり、受注者が対応すべき場合は誠意をもってその解決にあたらなければならない。

7. 交渉時の注意

受注者は、地方公共団体、地域住民等と工事の施工上必要な交渉を、自らの責任において行わなければならない。受注者は、交渉に先立ち、監督職員に連絡の上、これらの交渉にあたっては誠意をもって対応しなければならない。

8. 交渉内容明確化

受注者は、前項までの交渉等の内容は、後日紛争とならないよう文書で取り交わす等明確にしておくとともに、状況を随時監督職員に報告し、指示があればそれに従うものとする。

1-1-1-43 施工時期及び施工時間の変更

1. 施工時間の変更

受注者は、設計図書に施工時間が定められている場合でその時間を変更する必要がある場合は、あらかじめ監督職員と協議するものとする。

2. 休日または夜間の作業連絡

受注者は、設計図書に施工時間が定められていない場合で、官公庁の休日または夜間に、作業を行うにあたっては、事前にその理由を監督職員に連絡しなければならない。

ただし、現道上の工事については書面により提出しなければならない。

1-1-1-44 工事測量

1. 一般事項

受注者は、工事着手後速やかに測量を実施し、測量標（仮 BM）、工事用多角点の設置及び用地境界、中心線、縦断、横断等を確認しなければならない。測量結果が設計図書に示されている数値と差異を生じた場合は監督職員に測量結果を速やかに提出し指示を受けなければならない。

なお、測量標（仮 BM）及び多角点を設置するための基準となる点の選定は、監督職員の指示を受けなければならない。また受注者は、測量結果を監督職員に提出しなければならない。

2. 引照点等の設置

受注者は、工事施工に必要な仮水準点、多角点、基線、法線、境界線の引照点等を設置し、施工期間中適宜これらを確認し、変動や損傷のないよう努めなければならない。変動や損傷が生じた場合、監督職員に連絡し、速やかに水準測量、多角測量等を実施し、仮の水準点、多角点、引照点等を復元しなければならない。

3. 仮設標識

受注者は、丁張、その他工事施工の基準となる仮設標識を、設置しなければならない。

4. 工事用測量標の取扱い

受注者は、用地幅杭、測量標（仮 BM）、工事用多角点及び重要な工事用測量標を移設してはならない。ただし、これを存置することが困難な場合は、監督職員の承諾を得て移設することができる。また、用地幅杭が現存しない場合は、監督職員と協議しなければならない。

なお、移設する場合は、隣接土地所有者との間に紛争等が生じないようにしなければならない。

5. 既存杭の保全

受注者は、工事の施工にあたり、損傷を受けるおそれのある杭または障害となる杭の設置換え、移設及び復元を含めて、発注者の設置した既存杭の保全に対して責任を負わなければならない。

6. 水準測量・水深測量

水準測量及び水深測量は、設計図書に定められている基準高あるいは工事用基準面を基準として行うものとする。

1-1-1-45 不可抗力による損害

1. 工事災害の報告

受注者は、災害発生後直ちに被害の詳細な状況を把握し、当該被害が契約書第 31 条の規定の適用を受けられる場合には、直ちに工事災害通知書を監督職員を通じて発注者に通知しなければならない。

2. 設計図書で定めた基準

契約書第 31 条第 1 項に規定する「設計図書で基準を定めたもの」とは、以下の各号に掲げるものをいう。

(1) 降雨に起因する場合、次のいずれかに該当する場合とする。

- ①24 時間雨量（任意の連続 24 時間における雨量をいう。）が 80mm 以上
- ②1 時間雨量（任意の 60 分における雨量をいう。）が 20mm 以上
- ③連続雨量（任意の 72 時間における雨量をいう。）が 150mm 以上
- ④その他設計図書で定めた基準

(2) 強風に起因する場合

最大風速（10 分間の平均風速で最大のものをいう。）が 15m/秒以上あった場合

(3) 河川沿いの施設にあたっては、河川のはん濫注意水位以上、またはそれに準ずる出水により発生した場合

(4) 地震、豪雪に起因する場合周囲の状況により判断し、相当の範囲に渡って、他の一般物件にも被害を及ぼしたと認められる場合

3. その他

契約書第 31 条第 2 項に規定する「受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの」とは、設計図書及び契約書第 28 条に規定する予防措置を行ったと認められないもの及び災害の一因が施工不良等受注者の責によるとされるものをいう。

1-1-1-46 特許権等

1. 一般事項

受注者は、特許権等を使用する場合、設計図書に特許権等の対象である旨明示が無く、その使用に関した費用負担を契約書第 10 条に基づき発注者に求める場合、権利を有する第三者と使用条件の交渉を行う前に、監督職員と協議しなければならない。

2. 保全措置

受注者は、業務の遂行により発明または考案したときは、これを保全するために必要な措置を講じ、出願及び権利の帰属等については、発注者と協議しなければならない。

3. 著作権法に規定される著作物

発注者が、引渡しを受けた契約の目的物が著作権法（令和 3 年 6 月改正 法律第 52 号第 2 条第 1 項第 1 号）に規定される著作物に該当する場合は、当該著作物の著作権は発注者に帰属するものとする。

なお、前項の規定により出願及び権利等が発注者に帰属する著作物については、発注者はこれを自由に加除または編集して利用することができる。

1-1-1-47 保険の付保及び事故の補償

1. 一般事項

受注者は、残存爆発物があると予測される区域で工事に従事する陸上建設機械等及びその作業員に設計図書に定める傷害保険及び動産総合保険を付保しなければならない。

2. 保険加入の義務

受注者は、雇用保険法、労働者災害補償保険法、健康保険法及び厚生年金保険法の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。

また、受注者は、雇用者等の保険加入状況について、加入証明書等により確認しなければならない。

3. 法定外の労災保険の付保

受注者は、法定外の労災保険に付さなければならない。

4. 補償

受注者は、雇用者等の業務に関して生じた負傷、疾病、死亡及びその他の事故に対して責任をもって適正な補償をしなければならない。

5. 建設業退職金共済制度の履行

受注者は、建設業退職金共済制度に該当する場合は同制度に加入し、その掛金収納書（発注者用）を工事請負契約締結後原則 1 ヶ月以内に、発注者に提出しなければならない。

また、工事完成時、速やかに掛金充当実績総括表及び建退共証紙貼付実績書を作成し、発注者に提出しなければならない。（秋田県建設業退職金共済制度取扱要領を参考にする）

1-1-1-48 臨機の措置

1. 一般事項

受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。また、受注者は、措置をとった場合には、その内容を速やかに監督職員に通知しなければならない。

2. 天災等

監督職員は、暴風、豪雨、洪水、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的または人為的事象に伴ない、工事目的物の品質・出来形の確保及び工期の遵守に重大な影響があると認められるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。

1-1-1-49 石綿使用の有無

受注者は、建築物・工作物等の解体・改修工事を行う際、石綿（アスベスト）の使用の有無の「事前調査」を行わなければならない。石綿障害予防規則に基づく一定規模以上の工事にあつては「事前調査結果の報告」を所轄労働基準監督局に届出を行わなければならない。また、大気汚染防止法に基づき、特定粉じん発生施設を設置しようとするときは、都道府県知事に届出を行わなければならない。

1-1-1-50 汚濁防止膜のカーテン引張強度の確認方法

汚濁防止膜のカーテン引張強度の確認方法は、以下によるものとする。

①再利用品の場合

イ) 引張試験による強度評価の場合

- ・納品条件：引張試験後、未使用状態で保管しているもの
- ・提出資料：全カーテン枚数の 1 割に相当する検体又は 2 検体のいずれか多い方について、納品前 2 ヶ月以内に実施した JISL1096 による引張試験の試験成績表
- ・強度評価：引張試験後、未使用状態で陸上保管している期間の強度低下を考慮して、試験結果に 0.8 を乗じたものを強度として評価する。

ロ) 使用履歴による強度評価の場合

- ・納品条件：既設置期間（陸上保管期間は含まない）と設置予定期間の合計が 24 ヶ月以内であるもの

- ・提出資料：汚濁防止膜再利用カーテン引張強度評価制度を実施している機関が発行した引張強度の評価証明書（使用履歴と引張強度を記載した引張強度管理表）
- ・強度評価：「汚濁防止膜技術資料（案）」（H25.9 （一財）港湾空港総合技術センター）に基づき、使用履歴（設置期間の合計）により算出したものを強度として評価する。

ハ）使用履歴（IC タグ）による強度評価の場合

- ・納品条件：既設置期間（陸上保管期間は含まない）と設置予定期間の合計が 24 ヶ月以内であるもの
- ・提出資料：汚濁防止膜再利用カーテン引張強度評価制度を実施している機関が発行した引張強度の評価証明書
- ・強度評価：汚濁防止膜再利用カーテン引張強度評価証明システムにより算出したものを強度として評価する。

②未使用品の場合

- ・納品条件：製造後、未使用状態で直ちに納品するもの、もしくは劣化対策を施して保管しているもの
- ・提出資料：カタログ等規格値及び製造年月日が確認できる資料、もしくは汚濁防止膜再利用カーテン引張強度評価制度を実施している機関が発行した引張強度の評価証明書（使用履歴と引張強度を記載した引張強度管理表）

1-1-1-51 低入札価格調査制度による調査

1. 低入札価格調査対象となった工事については、重点監督の対象となるため、受注者はこれに応じなければならない。
2. 受注者は、工事コスト調査の対象となった工事については、発注者が別途指示するところに従い、工事コスト調査票、その他の提出書類を作成し、所定の期日までに監督職員を通じて発注者に提出しなければならない。
3. 受注者は、工事コスト調査票等の内容について、監督職員が説明または資料の提出を求めた場合には、これに応じなければならない。

なお、下請負者、資材業者等に対しても内容の説明等を求める場合があるので、受注者は了知するとともに、下請負者等に対しその旨を周知しなければならない。

1-1-1-52 公共工事等における新技術活用の促進

受注者は、新技術情報提供システム（NETIS）等を利用することにより、活用することが有用と思われる NETIS 登録技術が明らかになった場合は、監督職員に報告するものとする。

1-1-1-53 主任技術者または監理技術者の専任期間

1. 発注者から直接建設工事を受注した建設業者にあつては、契約工期をもって主任技術者または監理技術者の専任期間とする。
2. 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入または仮設工事等が開始されるまでの期間）については、主任技術者または監理技術者の工事現場への専任を要しないものとする。なお、現場施工に着手する日については、請負契約の締結後、監督職員との打合せにおいて定めなければならない。

ただし、工事現場への専任を要しない期間を設計図書に明示されている場合は、その定めによる。

3. 契約工期前に工事検査が終了した場合は、その日までを専任期間とする。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日（「検査結果通知書」における日付）とする。

1-1-1-54 ワンデーレスポンス

1. 「ワンデーレスポンス」は、受注者からの質問、協議への回答を、基本的に即日に回答するよう対応するものである。ただし、即日回答が困難な場合は、受注者と協議のうえ、回答期限を設けるなど、何らかの回答を即日にするものである。
2. 実施にあたっては、「秋田県工事監督におけるワンデーレスポンス実施要領」に基づき実施するものとする。
3. 受注者は、計画工程表の提出にあたって、作業間の関連把握や工事の進捗状況等を把握できる工程管理方法について、監督職員と協議しなければならない。
4. 受注者は、工事施工中において問題が発生した場合又は計画工程と実施工程を比較照査し差異が生じた場合は、速やかに文書にて監督職員に報告しなければならない。

1-1-1-55 ウィークリースタンス

1. 「ウィークリースタンス」とは、一週間における受発注者間相互のルールや約束事、スタンスを目標として定め、計画的に工事及び業務を履行することによって品質の向上に努めるとともに、働き方改革を推進することを目的とするものである。
2. 実施にあたっては、「秋田県ウィークリースタンス実施要領」に基づき実施するものとする。

1-1-1-56 遠隔地からの建設資材調達に係る設計変更

1. 工事の実施段階において、建設資材の調達が通常の方法により難しいと認められる場合は、購入費や輸送費を調達の実態に即して設計変更できるものとする。ただし、受注者の責に帰すべき事由による増加費用については、設計変更の対象としない。
2. 対象とする建設資材は、次のとおりとする。ただし、②アスファルト合材及び③生コンクリートについては、「遠隔地からの建設資材調達に係る設計変更に関する特例措置について（秋田県建設部長通知、令和4年5月20日付け技管-158）」によるものとする。
 - ①石材（砕石、捨石、被覆石）
 - ②アスファルト合材
 - ③生コンクリート
 - ④仮設材（鋼矢板等）
3. 設計変更の対象項目は、通常、地域内から調達する石材等の建設資材の購入、輸送費等の調達に要する費用及び通常、特定の所在地から調達する仮設材の輸送費等の調達に要する費用とする。なお、ここでいう「地域」とは秋田県が公表している「実施単価表」で掲載する「単価設定地区」とし、「所在地」とは秋田県が公表している「建設機械等損料算定表」で掲載する「所在地」とする。
4. 設計変更で計上する購入費及び輸送費は、次のとおりとする。
 - ・購入費（現着単価）は、受注者の購入価格（取引価格）とする。

- ・輸送費の算出は、基地から現場までの距離とする。
5. 受注者は、遠隔地からの建設資材調達に要する購入費及び輸送費を変更したい場合は、工事現場に建設資材を搬入する前までに「工事打合せ簿」に次の事項を記載して監督職員と協議するものとする。
 - ・地域内及び基地に建設資材がないことを証明する資料（打合せメモ等）
 - ・遠隔地から購入及び輸送する建設資材の名称規格及び製造・生産工場の名称（建設資材名及び規格形状等の証明資料）
 - ・遠隔地から建設資材を購入及び輸送する理由
 - ・製造・生産工場を選定した理由
 - ・見積書
 - ・その他、監督職員が必要と思われる事項
 6. 受注者は、購入費及び輸送費に係る設計変更を発注者から承諾（回答）されその建設資材を使用した場合は、「工事打合せ簿」に建設資材変更数量調書（任意様式）及び取引価格が証明できる資料（契約書等）、使用証明資料（納品書等）を添付し提出するものとする。なお、添付する取引価格が証明できる資料（契約書等）及び使用証明資料（納品書等）は原本を提示のうえ写しを提出するものとし、受注者名、納品者名、建設資材名、規格形状、納品日、納品数量等が記載されているものを提出しなければならない。
 7. 取引価格が証明できる資料（契約書等）や使用証明資料（納品書等）で必要事項が確認できない場合または原本の提示がない場合等、工事現場に納入したことを証明する資料として適切でないと判断される場合には、設計変更の対象としない。

1-1-1-57 快適トイレ

1. 建設現場において男女ともに働きやすい環境とする取り組みの一環として、建設現場の仮設トイレに、男女ともに快適に使用できる快適トイレを導入するものである。
2. 実施にあたっては、「秋田県快適トイレ実施要領」に基づき実施するものとし、対象は建設部所管工事とする（災害復旧工事及び営繕工事は除く）。
3. 受注者は、快適トイレの設置について、設置条件、仕様及び敷地について監督職員と協議しなければならない。
4. 受注者は、現場に快適トイレを設置した場合は、「快適トイレ実施報告書（任意様式）」により監督職員に報告しなければならない。

1-1-1-58 1日未満で完了する作業の積算の適用

1. 受注者は、施工パッケージ型積算基準と施工実態に乖離があった場合に、「1日未満で完了する作業の積算」（以下、「1日未満積算基準」と言う。）の適用について協議の発議を行うことができる。
2. 1日未満積算基準は、変更精算のみに適用する。
3. 受注者は、協議にあたって、1日未満積算基準に該当することを示す書面その他協議に必要な根拠資料（日報、実際の費用がわかる資料等）を監督職員に提出すること。実際の費用がわかる資料（見積書、契約書、請求書等）により、施工パッケージ型積算基準との乖離が確認できない場合には、1日未満積算基準は適用しない。

4. 同一作業員の作業が他工種・細別の作業と組合せて1日作業となる場合には、1日未満積算基準は適用しない。
5. 通年維持工事、災害復旧工事等で人工精算する場合、「時間的制約を受ける公共土木工事の積算」を適用して積算する場合等、1日未満積算基準以外の方法によることが適当と判断される場合には、1日未満積算基準を適用しない。
6. 判定に使用する作業量は、1箇所当たりの作業量とする。

1-1-1-59 情報共有システム

1. 情報共有システムを活用する場合は、「土木工事等における情報共有システム運用ガイドライン（案）」に基づき実施するものとする。
2. 利用開始日、必要なユーザーID数、ディスク容量等の仕様やワークフロー機能の対象者等については、監督職員と協議の上決定するものとする。
3. 受注者はプロバイダと次の内容を含めた契約を締結するものとする。
 - ①情報共有システムに関する障害を適正に処理、解決できる体制を整える旨
 - ②プロバイダが善良なる管理者の注意をもってしても防御し得ない不正アクセス等により、情報漏洩、データ破壊システム停止等があった場合、速やかに監督職員及び受注者に連絡を行い適正な処置を行う旨
 - ③②の場合において、プロバイダに重大な管理瑕疵があると監督職員若しくは受注者が判断した場合、または復旧若しくは処理対応が不適切な場合には、受注者はプロバイダと協議の上、システムの利用を停止することができる旨

1-1-1-60 遠隔臨場

受注者は、契約図書または最新の「建設現場等の遠隔臨場に関する試行要領（秋田県建設部）」に基づき、監督職員による立会や段階確認等を遠隔臨場により実施することができるものとする。